

九州王朝研究のエビデンス

(3) 木簡

多元の会リモート研究会

令和6年(2024) 7月26日(金)

古賀達也(古田史学の会)

七世紀木簡の学問的貢献

- ① 七世紀後半になると木簡使用が本格化し、その層位から大量の木簡が出土。これらは九州王朝(倭国)時代の史料となる。
- ② 干支が記された紀年銘木簡により、出土層位の年代判定の根拠となり、伴出した土器の絶対編年(暦年リンク)に寄与した。
- ③ 日本書紀記事の当否判断の参考資料となり、文献史学における実証的史料批判に貢献した。

飛鳥にいた天皇と皇子たち

飛鳥池遺跡から、日本書紀に見える天武の子供たち「**大津皇子**」「**舍人皇子**」「**穗積皇子**」「**大泊皇子**」の名を記した木簡が出土しており、同じく出土した「**天皇**」木簡は**天武天皇**とするのが妥当である。

「**詔**」「**仕丁**」木簡（飛鳥の石神遺跡）も出土し、当時の飛鳥で、**天皇・皇子**を名乗り、**詔勅**を出し、**仕丁**を徴集した権力者の存在を示している。年代は藤原京造営期（六八〇年代）と重なり、造営主体が**天武天皇**であることを示唆する。



飛鳥池出土「**大津皇(子)**」木簡

天皇 聚 露 弘 寅

飛鳥の権力者、天武らは**天皇**・**皇子**を名乗っていた。

飛鳥池出土「**天皇**」木簡（複製）



天武の諡号

天渟中原瀛真人天皇

八色の姓(かばね)で臣下第一の真人姓と天皇号が併存。天武没後の諡号に臣下第一の姓「真人」が付された意味は重い。天武天皇に上位者(九州王朝の天子)がいたことを示唆する。



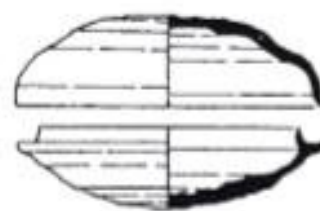
天武天皇

八色の姓(やくさのかばね)とは、天武天皇十二年(六八四年)に制定された八つの姓(カバネ)のこと。

上位から順に、真人(マヒト)・朝臣(アソミ)・宿禰(スクネ)・忌寸(イミキ)・道師(ミチノシ)・臣(オミ)・連(ムラジ)・稻置(イナギ)。

藤原京と飛鳥宮の真実

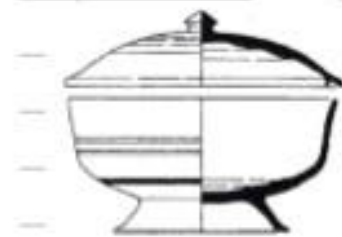
杯H



杯G



杯B



七世紀における須恵器杯の変遷 H→G→**B**
従來說で、杯Gは7世紀中頃、**杯B**は同後葉
頃の発生とされてきた。

藤原宮整地層から七世紀第4四
半期の**干支木簡**と**杯B**が出土

持統天皇八年
(**694年**)に飛鳥
宮から藤原宮に
遷都。

日本書紀の史料
事実か。

藤原宮跡北面中門地区出土SD145



大寶三年十一月十二日御野国榆皮十斤

※大寶三年 703年

藤原宮跡北面中門地区出土SD145

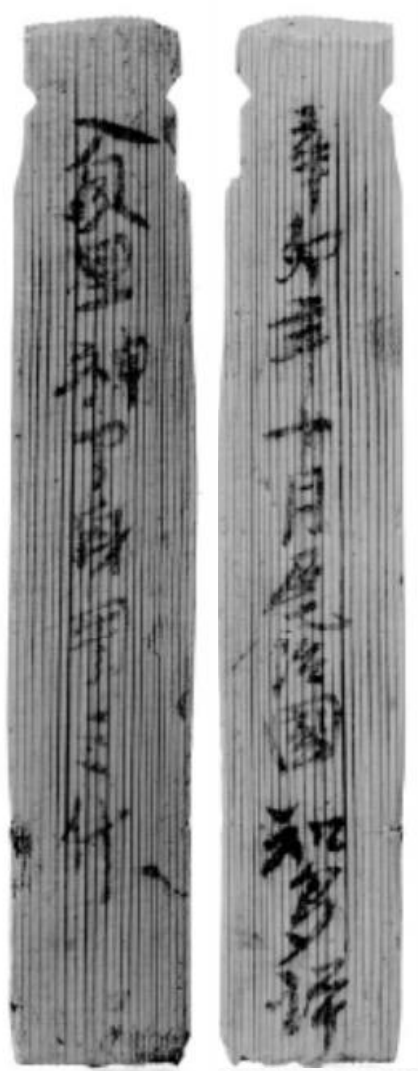


甲午年九月十二日知田評

阿具比里五口 宋力口部皮嶋口養米六斗

※甲午年 694年

藤原宮跡北面中門地区出土SD145



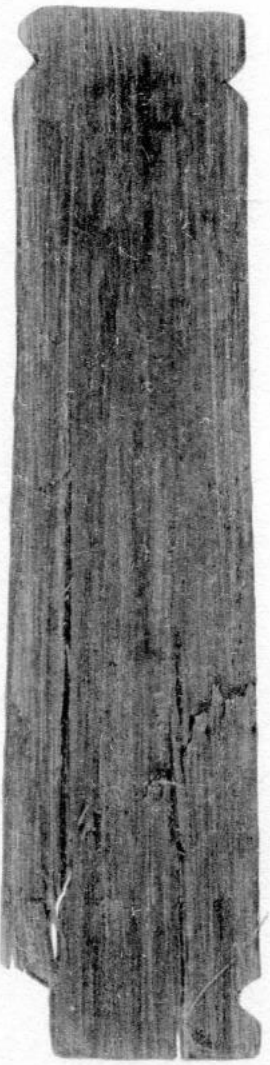
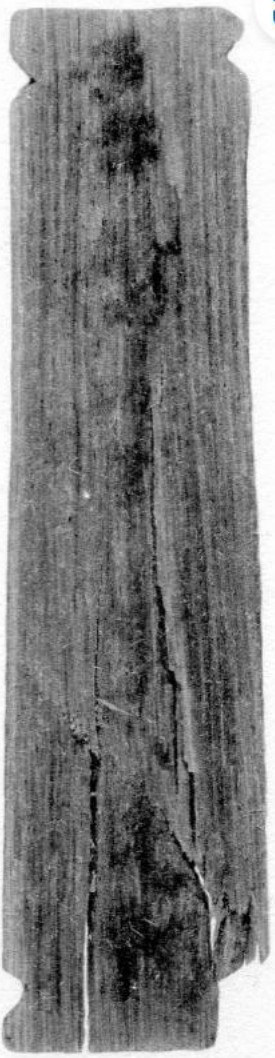
辛卯年十月尾治国知多評

入見里神部身二三斗

※辛卯年 691年

藤原宮跡大極殿院北方出土

SD1901A



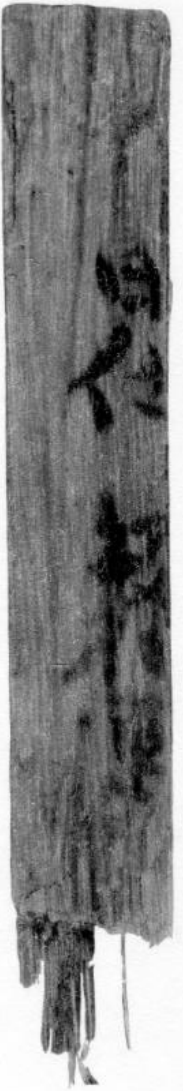
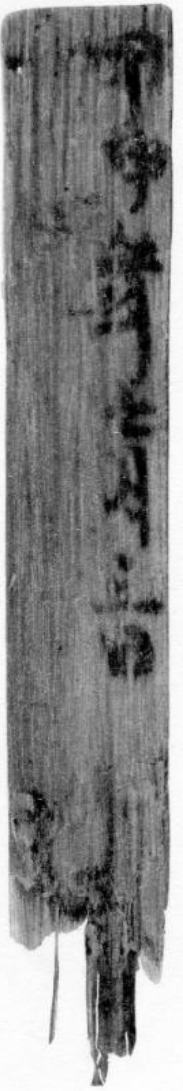
壬午年十月×毛野

□勞力□□評力

※壬午年 682年

藤原宮跡大極殿院北方出土

SD1901A



甲申年七月三日○□部力

○日仕○甘於連

※甲申年

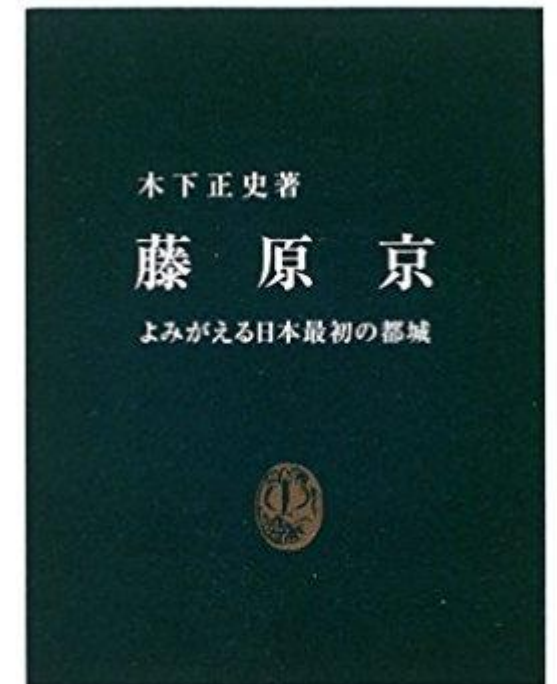
684年

注目されるのは、大溝下層の粗砂層から出土した約130点の木簡である。木簡の中には、「**壬午年**」「**癸未年**」「**甲申年**」と**干支で年紀**を記したものが三点あった。それぞれ天武十一年(**682**)、天武十二(**683**)、天武十三年(**684**)にあたる。(中略)木簡と一緒に多量に出土した土器群も、藤原宮の外濠や内濠、東大溝、官衙の井戸などから出土する藤原宮使用の土器群よりも、はっきりと古い特徴が窺われる。

(藤原宮下層遺構西方官衙)南区画外の西約20メートルにも蒸籠組井戸枿をもつ**飛鳥IV期の井戸**がある。枿に使用された**ヒノキ板**の一枚に原木の皮に近い白太が残っており、**年代測定**の結果、**682年伐採**の材とわかった。下層条坊の年代を知る上で重要な意味を持つ。

木下正史『藤原宮』中公新書、2003年

藤原宮下層先行条坊の年代を示す干支木簡と井戸木枿の年輪年代測定値



中公新書
1681

【飛鳥藤原出土の**評制下**荷札木簡】

国名	飛鳥宮	藤原宮(京)	小計
山城国	1	1	2
大和国	0	1	1
河内国	0	4	4
摂津国	0	1	1
伊賀国	1	0	1
伊勢国	6	1	7
志摩国	1	1	2
尾張国	9	8	17
参河国	20	3	23
遠江国	1	2	3
駿河国	1	2	3
伊豆国	2	0	2
武蔵国	3	2	5
安房国	0	1	1
下総国	0	1	1
近江国	8	1	9
美濃国	18	4	22
信濃国	0	1	1
上野国	2	3	5
下野国	1	2	3

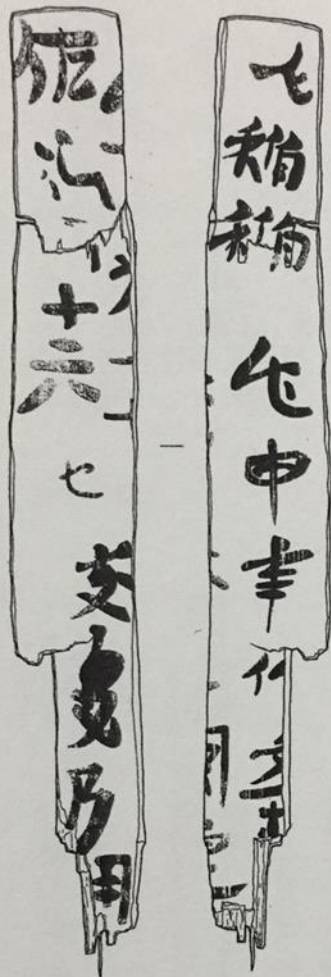
若狭国	5	18	23
越前国	2	0	2
越中国	2	0	2
丹波国	5	2	7
丹後国	3	8	11
但馬国	0	2	2
因幡国	1	0	1
伯耆国	0	1	1
出雲国	0	4	4
隠岐国	11	21	32
播磨国	6	6	12
備前国	0	2	2
備中国	7	6	13
備後国	2	0	2
周防国	0	2	2
紀伊国	1	0	1
阿波国	1	2	3
讃岐国	2	1	3
伊予国	6	2	8
土佐国	1	0	1
不明	98	7	105
合計	227	123	350

飛鳥宮・藤原宮 7世紀の統治領域 —荷札木簡の証言—

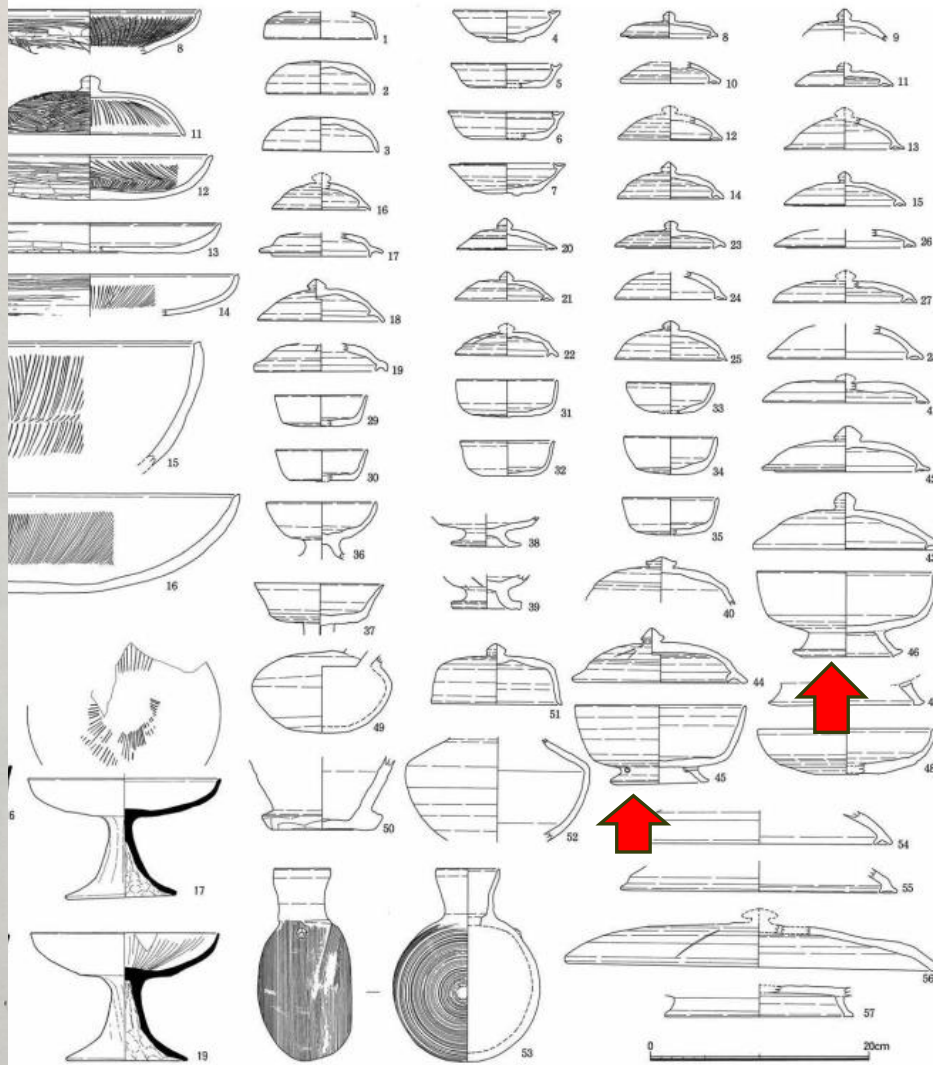
王朝交代直前(7世紀
第4四半期)の近畿天
皇家の勢力範囲を示
す評制下の荷札木簡

美濃・三河の激減
九州の空白

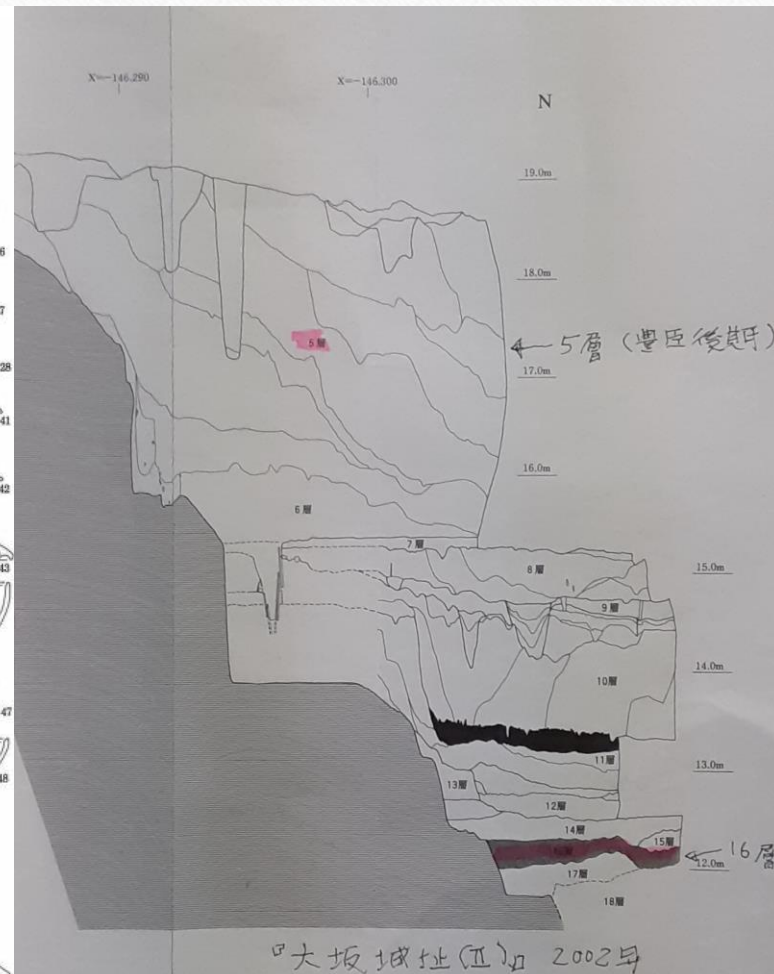
市 大樹『飛鳥藤原木簡の研究』
(塙書房、2010年)所収「飛鳥藤原
出土の評制下荷札木簡」による。



「戊申年」(648)木簡



波宮跡谷16層〔大府セ2002〕・住友銅吹所下層SD801〔大市協1998〕



難波Ⅲ新段階〔七世紀中葉～後葉〕

前期難波宮期堆積層



坏Bの原初型



前期難波宮内 裏北西部出土 水利施設の**木** **杵**と**石組水路**



木杵(ヒノキ)
の年輪年
代測定に
より、伐採
年は**634**
年と判明し
た。

第3節 前期難波宮水利施設出土木材の年輪年代測定

光谷拓実(奈良国立文化財研究所)

1) 試料と方法(Fig.167)

泉施設SG301やその周辺からは、多くの木材が出土した。大型の水溜め木枠の中からヒノキ材の板材で年輪数の多いものに着目し、年輪年代測定用のものを2点選定した。この中の1点には、心材部に続く辺材部が完存していた(Fig.167)。試料の形状でいうとAタイプに属するものである。この板材については慎重を期して、面皮が残存している個所を切断し、木口面から年輪幅の計測を行った。年代を割り出すヒノキの暦年標準パターンには、37B.C.~845A.D.のものを使用した。

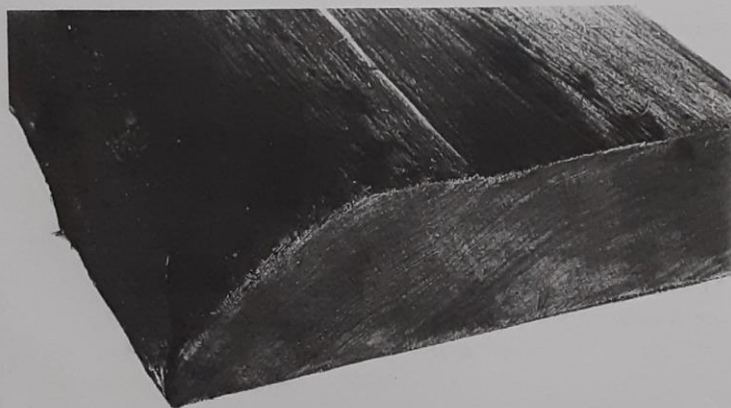


Fig.167 No 1の断面

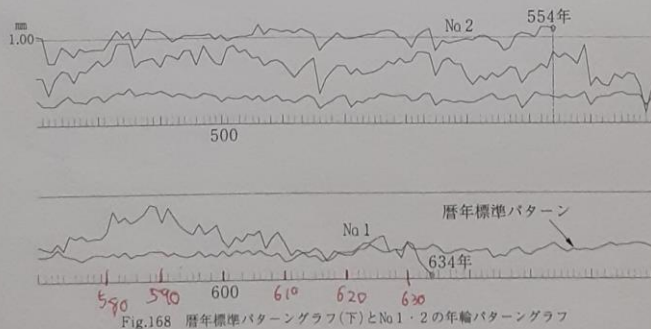


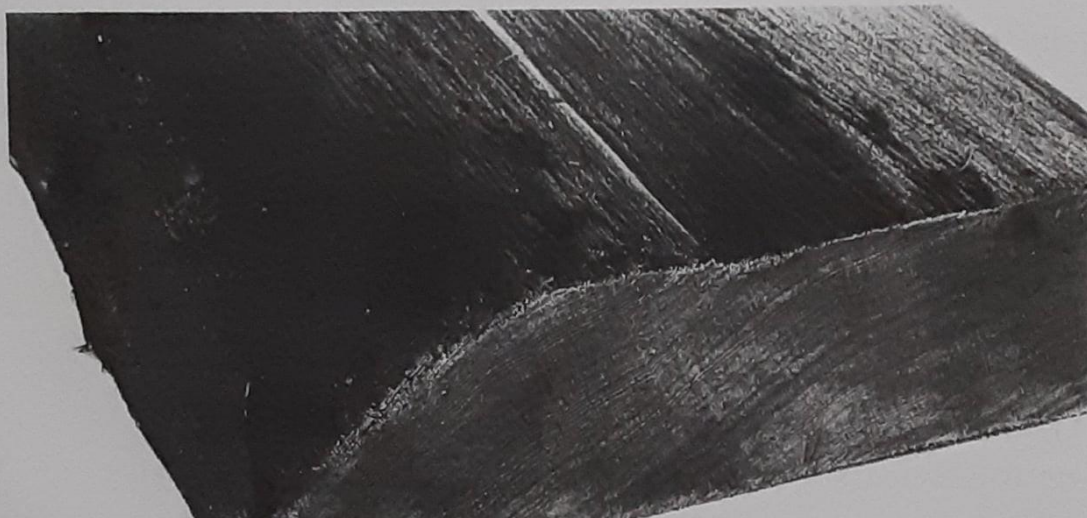
Fig.168 暦年標準パターン(下)とNo 1・2の年輪パターングラフ

第3節 前期難波宮水利施設出土木材の年輪年代測定

光谷拓実(奈良国立文化財研究所)

1) 試料と方法(Fig.167)

泉施設SG301やその周辺からは、多くの木材が出土した。大型の水溜め木枠の中からヒノキ材の板材で年輪数の多いものに着目し、年輪年代測定用のものを2点選定した。この中の1点には、心材部に続く辺材部が完存していた(Fig.167)。試料の形状でいうとAタイプに属するものである。この板材については慎重を期して、面皮が残存している個所を切断し、木口面から年輪幅の計測を行った。年代を割り出すヒノキの暦年標準パターンには、37B.C.~845A.D.のものを使用した。



原木の伐採年は**634年**で、転用の痕跡はない。

前期難波宮水利施設出土『難波宮址の研究 第十一』2000年

難波編年の定点資料

定点資料がない場合は飛鳥編年を採用。

『難波宮址の研究 第十一』二〇〇〇年

Tab.27 土器編年と年代の定点

難波編年	難波および他地域の対応する資料	年代の手がかり	文献
I	陶邑TK73型式～TK47型式	年輪年代(412年)	[光谷・次山1999]
II 古	陶邑MT15型式～TK10型式	今城塚古墳(継体陵と推定)	[森田1996]
II 新	飛鳥寺下層 牧野古墳	588年に造営開始 押坂彦人大兄皇子墓と推定、 7世紀初頭に没	[奈文研1958] [檀考研1987]
II 新～III 古	狭山池1号窯	北堤の木樋616年に伐採	[狭山池1998]
III 古	山田寺下層SD619・整地層	641年から整地	[奈文研1990]
III 古～中	甘樫丘東麓SX037	645年の焼土	[奈文研1995C]
III 中	SG301 <u>三条九ノ坪遺跡SD01</u> 川原宮下層	木柁2の部材は634年に伐採 木簡の干支は白雉3年(652)か 655年には存在	本書 [兵庫県教委1997] [奈文研1960]
III 中～新	阿武山古墳墳丘裾	藤原鎌足の墓と推定、669年没	[高槻市教委1983]
III 新	府センター調査 水落遺跡漏刻遺構 西橋遺跡谷地形	戊申年(648)の紀年木簡 漏刻跡、660～667か671年 木簡の内容から661または672年	[江浦2000] [奈文研1995A] [相原1999]
IV 古	藤原宮下層SD1901A	694年以前	[奈文研1978]
IV 新	藤原宮諸遺構 長屋王邸関連遺構	694～710年 養老年間頃(720年前後)の木簡	[奈文研1980]など [奈文研1995B]
V 古	平城宮SK820・滋賀県宮町遺跡	天平年間後半(740年前後)の木簡	[奈文研1976]など
V 中	平城宮SK219・2113	天平宝字年間(720年前後)の木簡・ 長岡遷都前	[奈文研1962] [奈文研1976]
V 新	長岡京諸遺構・平安京SX4・9	長岡京784～794年	[京都市1983]など

木簡の史料性格

- ① 木簡は、付札(荷札)木簡・文書木簡・その他に大別され、史料性格(用途・目的)が異なる。その違いに応じた解釈(文章理解)が必要。
- ② 紀年銘木簡の場合、次の視点で年代を判断する必要がある。
A. 木簡に書かれた年代 B. 木簡が書かれた年代 C. 木簡が廃棄された年代
- ③ 付札(荷札)木簡の紀年表記が、701年を境に全国一斉に干支から大和朝廷の年号に変わる。評から郡への変更も全国一斉に行われている。この史料事実は王朝交代の実態解明に重要。

行政単位「評」から「郡」へ（七〇一年）
紀年表記「干支（冒頭）」から「年号（末尾）」へ

越中国からのサバの荷札

（三五七号木簡）

〔表〕越中国羽咋郡中男作物鯖壺伯隻

〔裏〕

天平十八年

「廣椅」
「大庭」

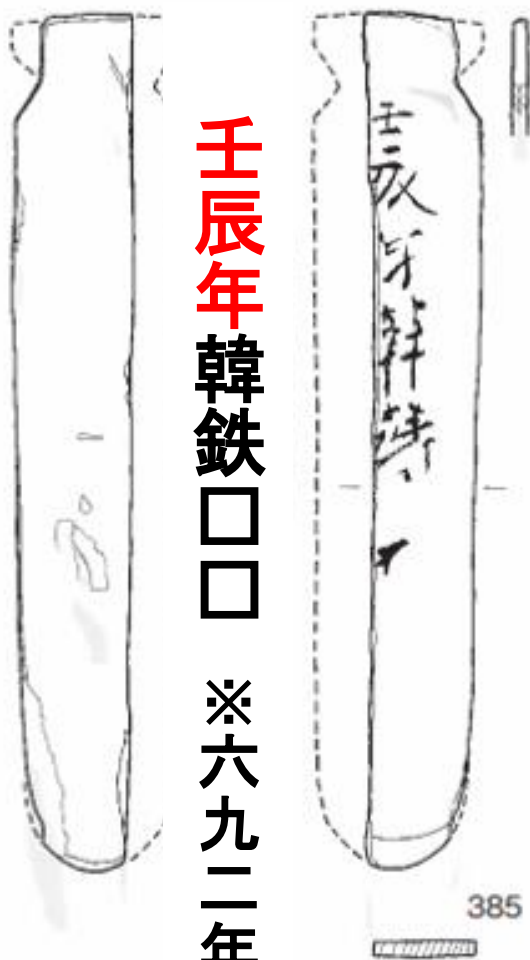
長さ二九〇mm・幅三七mm・厚さ六mm ○三一型式



藤原宮跡出土木簡（複製）※安房国・六九九年

「己亥年十月上掾国阿波評松里」





壬辰年韓鉄□□ ※六九二年

「壬辰年(692)韓国鉄」木簡



「大寶元年辛丑(701)」木簡

・「六人部」(持力)

福岡県福岡市西区元岡
元岡遺跡群

8
・「大寶元年辛丑十二月廿二日」
官川内□□□□ 鮑廿四連代税
黒毛馬胸□□ (白力)



1
・「造書」□□
・「延暦四年六月廿四日」□□
・「中」□□

8
・「大寶元年辛丑十二月廿二日」
官川内□□□□ 鮑廿四連代税
黒毛馬胸□□ (白力)



26
「献上」□□□□ 延暦四年十月十四日寫成

「上部空白」干支木簡と九州年号

- ① 木簡に九州年号が記されていないことが、「九州王朝はなかった」とする根拠の一つにされている。なぜ九州年号が木簡には記されていないのか。この問いを避けられない。
- ② 芦屋市三条九ノ坪遺跡から出土した「元壬子年」木簡の衝撃。
- ③ 干支が記された文書木簡の上部空白の理由。憚られた木簡への九州年号の記載。(古賀説)



大和朝廷（日本国）の紀年表記】

「凡そ公文に年記すべくは、
皆**年号**を用いよ。」『養老律令』
儀制令

九州年号金石文の紀年表記】

※**年号十干支**

○伊予国湯岡碑文

「**法興六年**十月歲在**丙辰**」（五九六年）

○法隆寺釈迦三尊像光背銘

「**法興元世一年歲次辛巳十二月**」（六二一年）

○白鳳壬申骨蔵器 窺前国続風土記附録】

「**白鳳壬申**」（六七二年）

○鬼室集斯墓碑 滋賀県日野町鬼室集斯神社

「**朱鳥三年戊子十一月八日**」（六八八年）

○大化五子年土器 茨城県岩井市出土

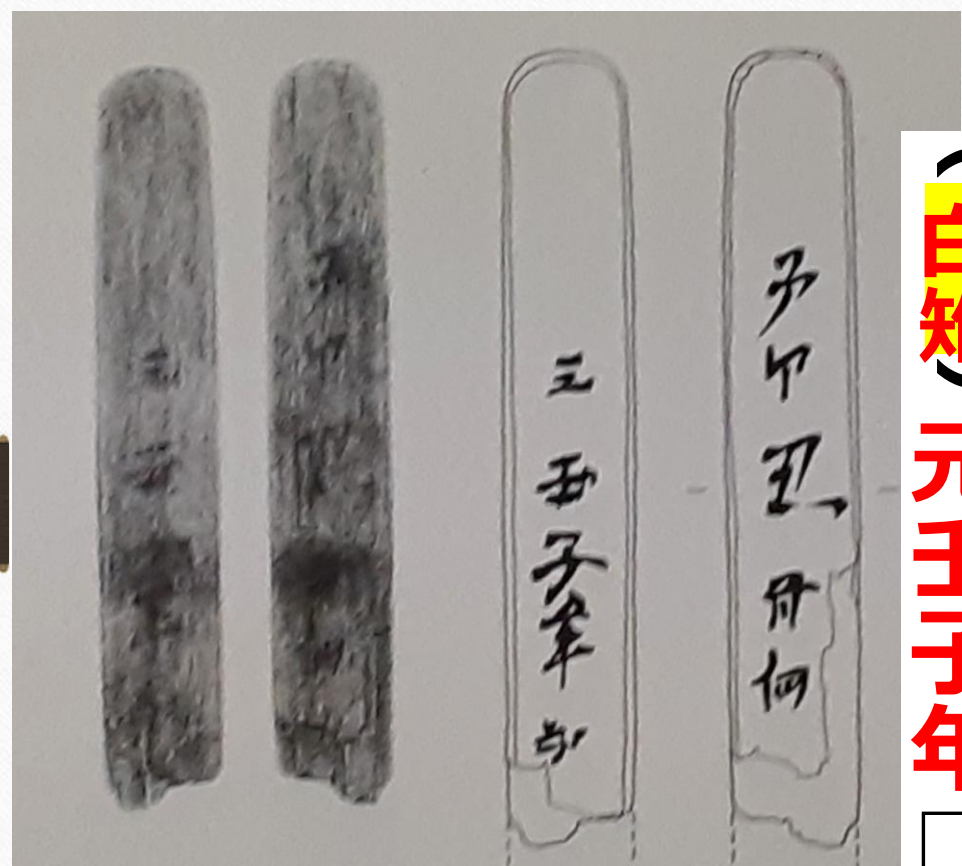
「**大化五子年二月十日**」（六九九年）

上部空白型 兗州年号《干支木簡



元壬子年木簡（兵庫県教育委員会蔵）

子卯丑□伺
（白雉）元壬子年□



『木簡研究』オ一九九
1997

兵庫・三条九ノ坪遺跡

- 1 所在地 兵庫県芦屋市三委町
- 2 調査期間 一九九六年（平八）九月～十一月
- 3 発掘機関 兵庫県教育委員会
- 4 調査担当者 高瀬一嘉・半澤幹雄
- 5 遺跡の種類 水田跡・自然流路
- 6 遺跡の年代 古墳時代～奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



（大阪西北部）

三条九ノ坪遺跡は芦屋市の西部、神戸市との境界近くに位置し、芦屋台地から流出した土砂によって形成された標高約三〇mの扇状地上に立地している。これまで芦屋市などによって合計一五回の調査が実施されてきた遺跡である。今回の発掘調査は阪神淡路大震災の被災マシンの再建に伴うもので、調査面積は約六〇〇㎡である。検出した遺構には水田跡

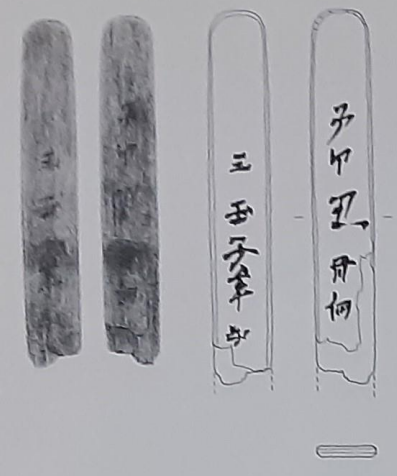
と流路がある。流路は幅約七m、深さは最深部で検出面から一mを測る。流路の方向は北東から南西に流れ、調査区内で屈曲して南に方向を変えている。屈曲部西岸には杭列が検出された。攻撃面にあたることから護岸の目的で設置されたものであろう。流路の南側には水田跡が展開しているが、両者に切合い関係は認められない。さらに、流路から水田跡に水を供給していたと考えられる取水口を一カ所検出していることから、流路と水田は同一時期に機能していたものと思われる。

遺物は流路内から出土したものが大半である。流路内からは、弥生時代後期末～平安時代初期の遺物が出土しており、大半は土器であるが、木簡・下駄・木鏝・曲物・鞘・杭などの木製品も出土した。土器は古墳時代後半から末にかけてのものが多く、奈良時代以降のものはごく上層に限られる。木簡は二点出土しているが、一点は全く判読不可能であり、釈読を行なった一点について報告する。

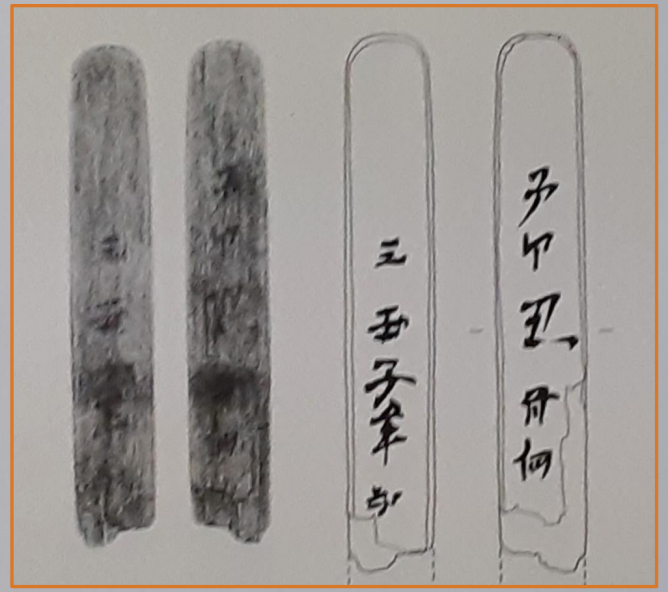
- 8 木簡の釈文・内容
- (1) 「子卯丑□何
・」三壬子年□

下部を折れによって欠失したものである。〇一九型式としたが、上端を凹形に仕上げており、両側面にも面取りを行なっている。表裏面ともに比較的平滑に磨えており、丁寧な作りの印象をもつ。

1986年出土の木簡



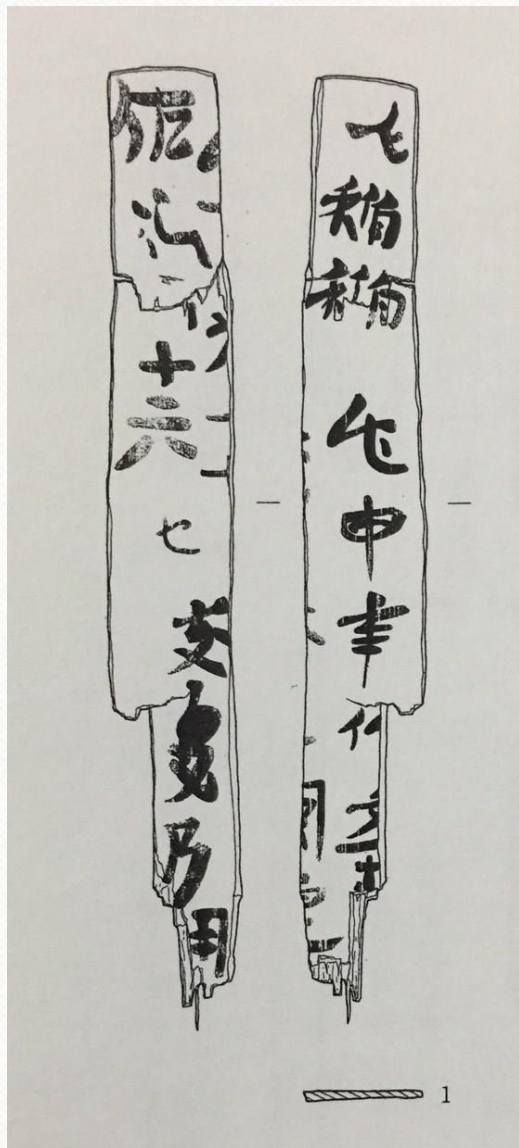
表面は十二支を表現しているようであるが、順不同であり、意味は明らかではない。
裏面は年号と考えられ、年号で三のつく壬子年は候補として白雉三年（六五二）と宝龜三年（七七一）がある。出土した土器と年号表現の方法から勘案して前者の時期が妥当であろう。
釈読については兵庫県立歴史博物館の小林基伸氏の「教示をいたす」。



『木簡研究』十九号では「**三壬子年**」と判読。『日本書紀』の「**白雉三年**」（**六五二**）のこととする。

この木簡と共伴した土器を**難波3中段階（七世紀中頃）**の標準資料に採用している。

表面の墨書
は上端から
約7cmの位
置から「**戊申**
年」(**常色二年**)
ではじまる文
字が書かれ
ている。



前期難波宮出土「戊申年(648)」木簡(複製)

上部空白型干支木簡

(前略) 墨書は表裏両面に確認でき、他の木簡とは異なり、異筆による書き込みがある。表面側の墨書は上端から約7cmの位置から「戊申年」ではじまる文字が書かれており、以下、現存部分のみで3文字が後続していることがわかる。

また、欠損した左側面には「戊申年□□□」文字に対応するように墨痕や文字の一部が残っており、本来は同じ字配りで最低でも2行以上の墨書があったことになる。「戊申年」上方の異筆3文字を除いた場合、書き出し位置が低いようにみえるが、これについては栄原永遠男氏が指摘するように、大型の木簡におおぶりの文字で書かれていたと推察される点を勘案するならば、さほど不自然であるとはいえない。(後略)



飛鳥池遺跡北地区出土

- ・「合合」○**庚午年**三→（「合合」は削り残り）・○□\○□

上端・左右両辺削り、下端折れ。表面の左側は剥離する。「**庚午年**」は天智九年(**670**)。

干支年から書き出す木簡は七世紀では一般的であるが、**本例は書き出し位置がかなり下方である**。共伴する木簡の年代観からみてもやや古い年代を示している。庚午年籍の作成は同年二月であり(『日本書紀』天智九年二月条)、関連があるかもしれない。

(奈良文化財研究所「木簡庫」の説明)

飛鳥池出土「庚午年(670)」**白鳳十年**木簡



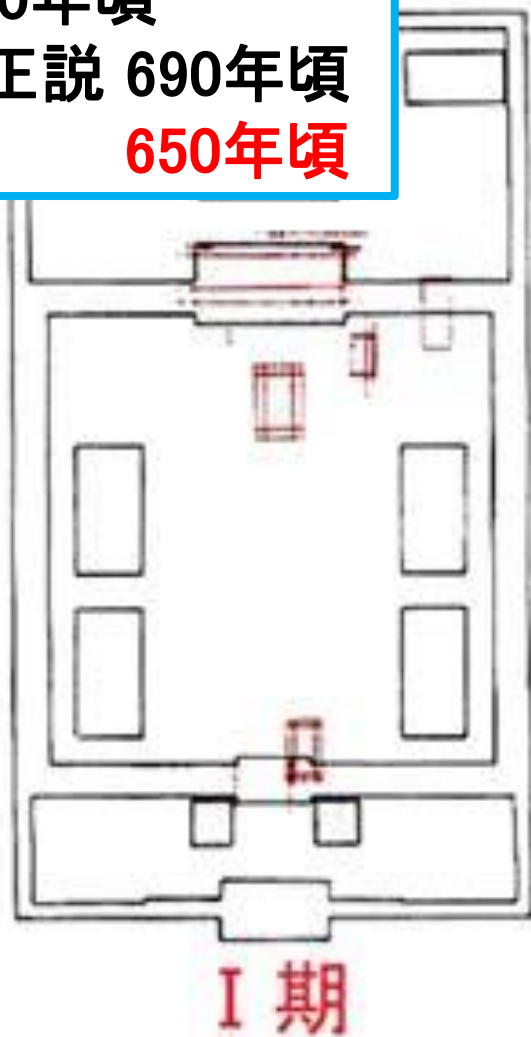


大宰府政庁Ⅱ期の模型

2017年3月3日 都督府石碑前にて

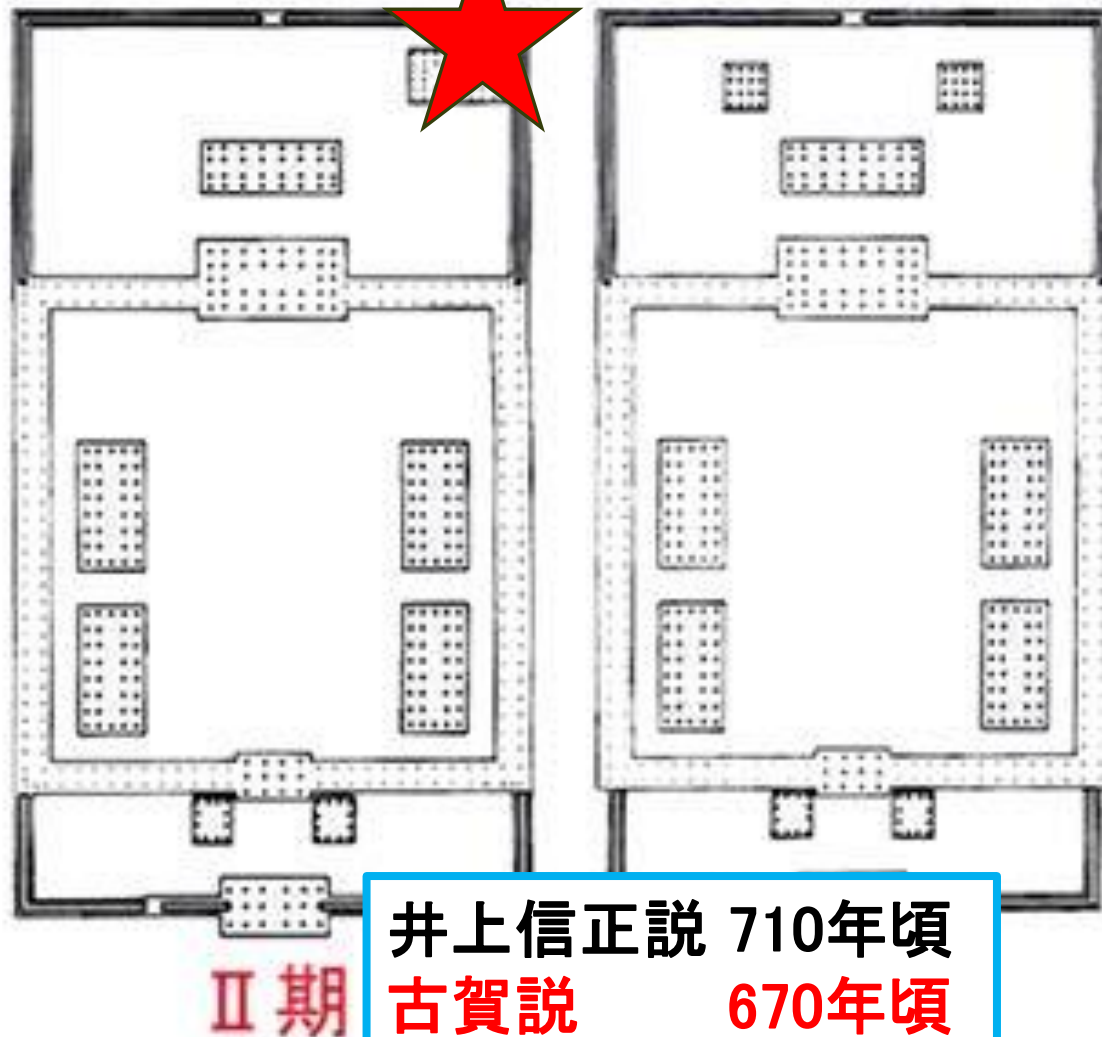


旧説 670年頃
井上信正説 690年頃
正木説 650年頃



SA505

第3腐植土層



井上信正説 710年頃
古賀説 670年頃

大宰府政庁

太宰府市 国分松本遺跡

竺志前国嶋評／私口板十六枚目錄板
三枚父母／方板五枚并廿四枚＝



大宰府跡政庁地区

正殿後方築地東北隅 台地点

SA505(第3腐植土層)

・十月廿日**竺志前**贅駅□□守
分力留／多比二生鮑六十具／鯖
四列都備五十具＝
・須志毛／十古＝割軍布／一古＝



太宰府市 国分松本遺跡



位階「**進大貳**」は『日本書紀』天武十四年条(685年)に制定記事がある。

The Asahi Shimbun

(木簡の表に書かれている文字)

嶋評

戸主建ア身麻呂戸。又附去□□□□

政丁。次得□□。兵士。次伊支麻呂。政丁。□□

占ア恵□□□。川ア里。占ア赤足□□□□

嶋一□□小子之母。占ア真□女。老女之子。得□□

穴□□ア加奈代戸。有附。□□□□。占ア

□□□□

The Asahi Shimbun

(木簡の裏に書かれている文字)

并十一人。同里人進大貳建ア成戸。有一。戸主建

同里人建ア昨戸。有。戸主妹夜乎女。同戸有

麻呂。□□戸。又依去。同ア得麻女。丁女。同里□

白髪ア伊止布。□□戸。二戸別。本戸主建ア小麻呂

泉 武 橿原考古学研究所 共同研究員

前期難波宮孝徳朝説批判(その2)

『考古學論攷 橿原考古学研究所紀要』46巻 2023年

目 次

I. 前期難波宮孝徳朝説批判	25
II. 前期難波宮下層遺跡の検討	32
III. 正方位に主軸をおく建物が天武朝の造営であることの論証	36
IV. まとめ	42

論 文 要 旨

本論は「前期難波宮孝徳朝説の検討」(泉2018)の続編である。前期難波宮は乙巳の変(645年)により孝徳朝が成立し、難波遷都によって造営された難波長柄豊碕宮であることが定説化している。この宮殿が図1で示した正方位の建物を指し、前期難波宮整地層の上に造営されたことも周知されている。

しかし、前期難波宮とされる遺構には、主軸を北で東に振る建物群と正方位の建物群があり、この2つの建物群はそれぞれ基盤を異にする遺構であることを本論で示した。前者は上町台地の地山を基盤にする建物群(前期難波宮下層遺跡)で、後者が地山面に整地されたいわゆる前期難波宮整地層を基盤にする建物群である。

前期難波宮下層遺跡には孝徳朝期の宮殿建物が含まれること、および前期難波宮整地層を基盤にする正方位の建物は天武朝の宮殿であることを論証した。いわば前期難波宮の2宮殿説である。近年の藤原宮跡の大極殿地区の調査は、正方位の前期難波宮が天武朝の成立であることを裏付けている。

★湧水施設

前期難波宮遺跡とその下層遺跡(黒表示)

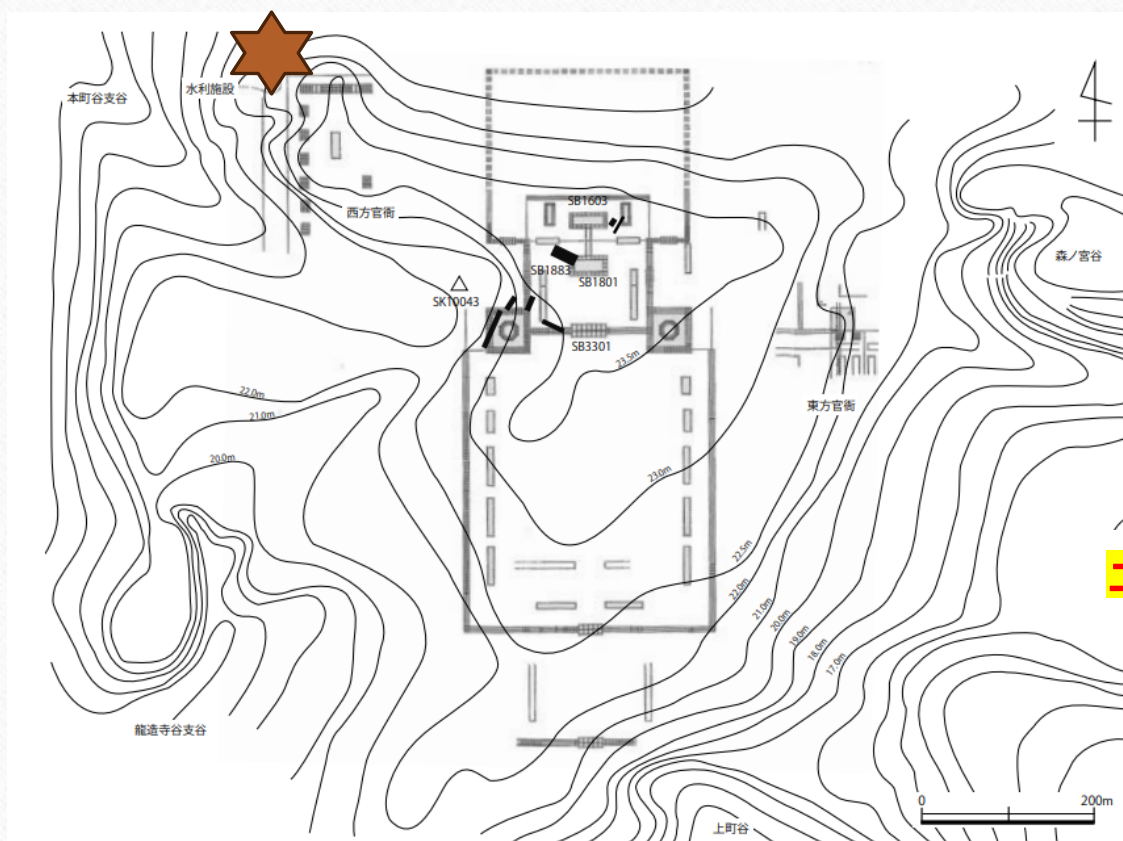


図6 旧地形復元(木原 1984)と下層遺跡(黒表示)・SK10043、前期難波宮殿舎配置

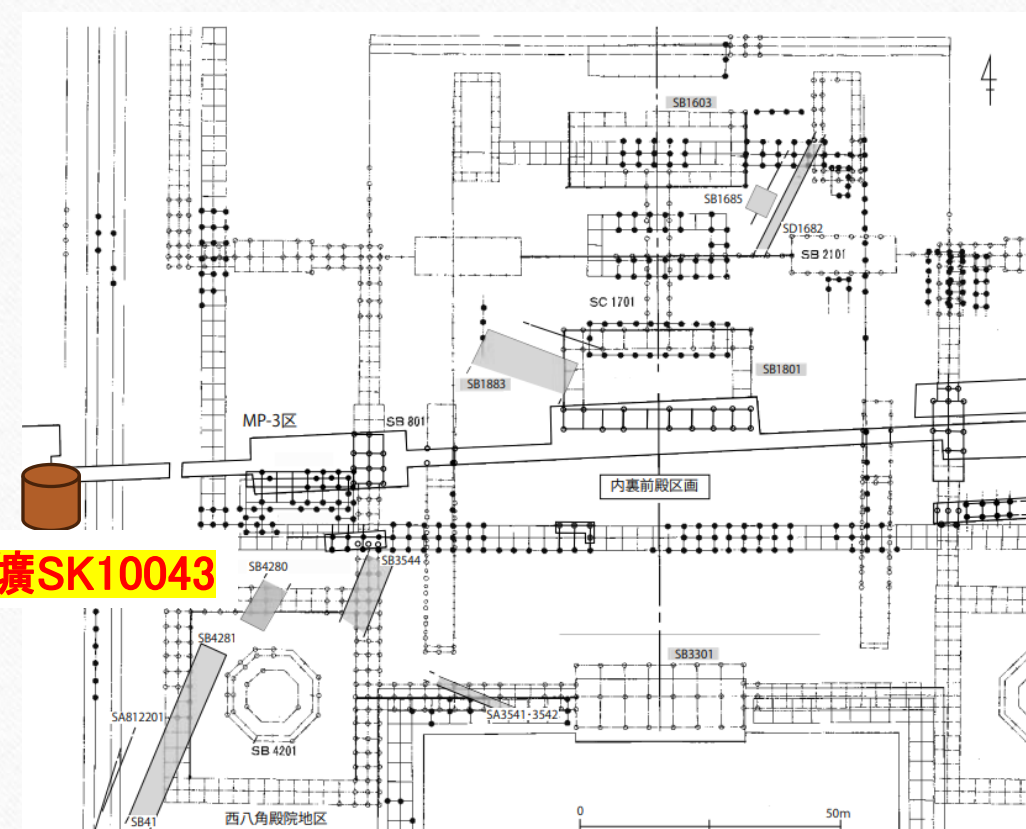


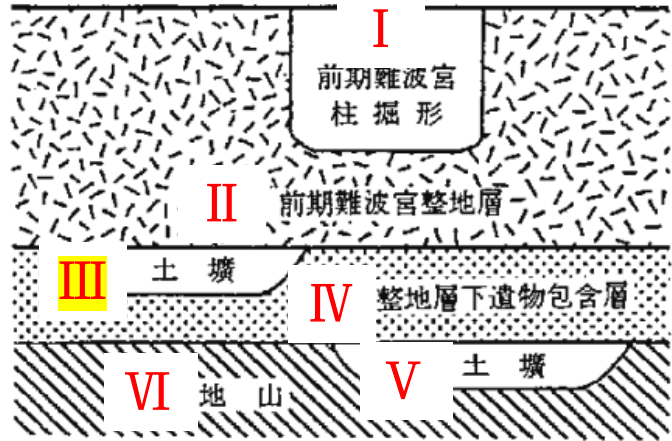
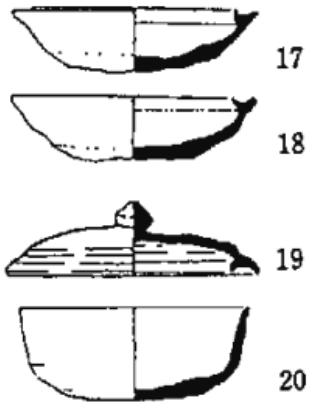
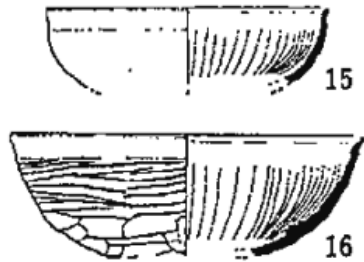
図5 内裏前殿区画の下層遺跡遺構(網かけ)と正方位建物との関係
(『報告書』7に加筆)

前期難波宮を天武朝造宮とする泉論文では、難波宮整地層下層から出土した「贄」木簡を根拠に、同下層遺跡を孝徳朝の宮殿とする。前期難波宮整地層直下の土壌SK10043から出土した次の木簡だ。

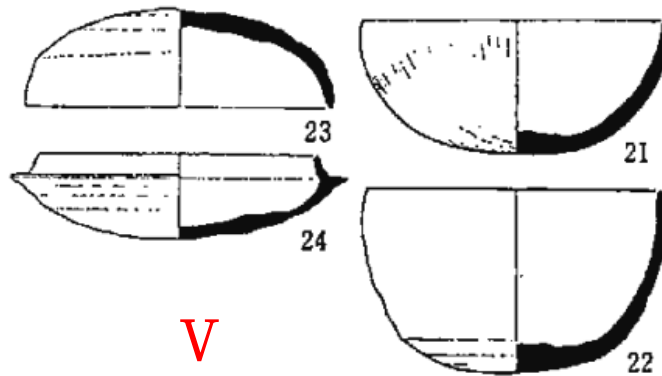
・□□□□ ・□□〔比罷カ〕尔ア （木簡番号0）

「此罷」は枇杷、「尔ア」は贄(にえ)。贄とは天皇や神に捧げる供物であることから、同木簡が出土した土壌近傍に天皇の居所が存在したことを示唆し、下層遺構の建物が孝徳天皇の宮殿、前期難波宮整地層上の巨大宮殿は天武朝のものとした。

IV



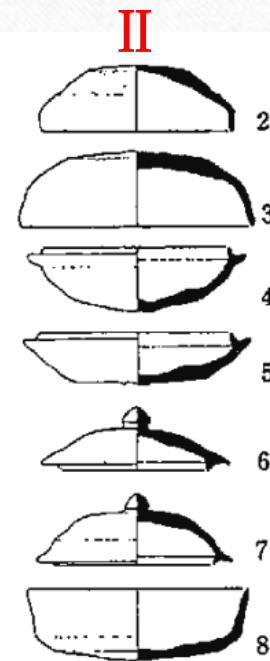
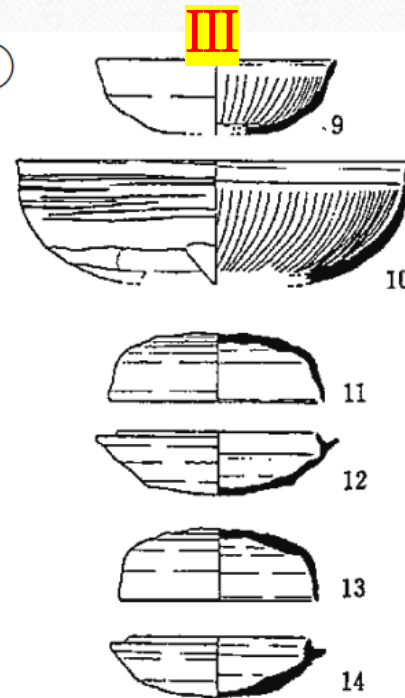
出土層位模式図



V

下層遺構のSK10043(Ⅲ土墳)から「贅」木簡が出土。「比口〔罷力〕尔ア」と釈読された。「比口」は枇杷、「尔ア」は贅である。

⑤



- 1 (I)
- 2～8 (II)
- 9～14 (III)
- 15～20 (IV)
- 21～24 (V)
- (9・10・15・16
21・22・は土師器)



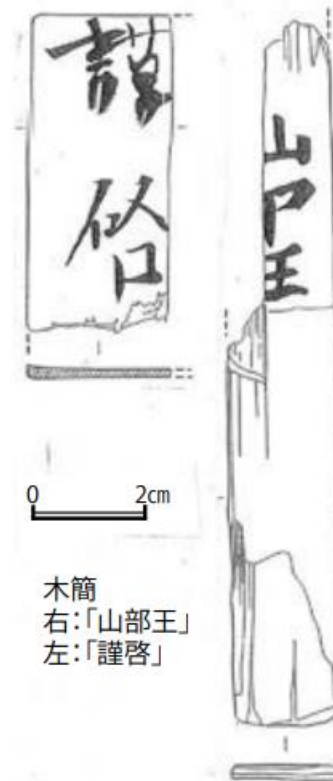
⑤中尾芳治(1991)『古代を考える 難波』
前期難波宮内裏・朝堂院地域出土土器

日本書紀では、難波に宮殿を造営したのは孝徳であり、その天皇に捧げる「**贅**」木簡が出土した下層遺構の建物は孝徳の宮殿とする他ない(泉論文)。☞一元史観の歴史認識(岩盤規制)

しかし、前期難波宮を九州王朝の複都とすれば、五世紀(倭の五王時代)には九州王朝は難波に進出し、七世紀前葉には天王寺を創建(**倭京二年・619年**)しており、七世紀前葉の下層遺構から、九州王朝に捧げられた「**贅**」木簡が出土しても不思議ではない。この木簡は九州王朝の難波進出の痕跡であり、前期難波宮九州王朝説と整合する。**大宰府政庁Ⅱ期下層からも「贅」木簡が出土しており、この理解を支持する。**

湧水施設(SG301)出土

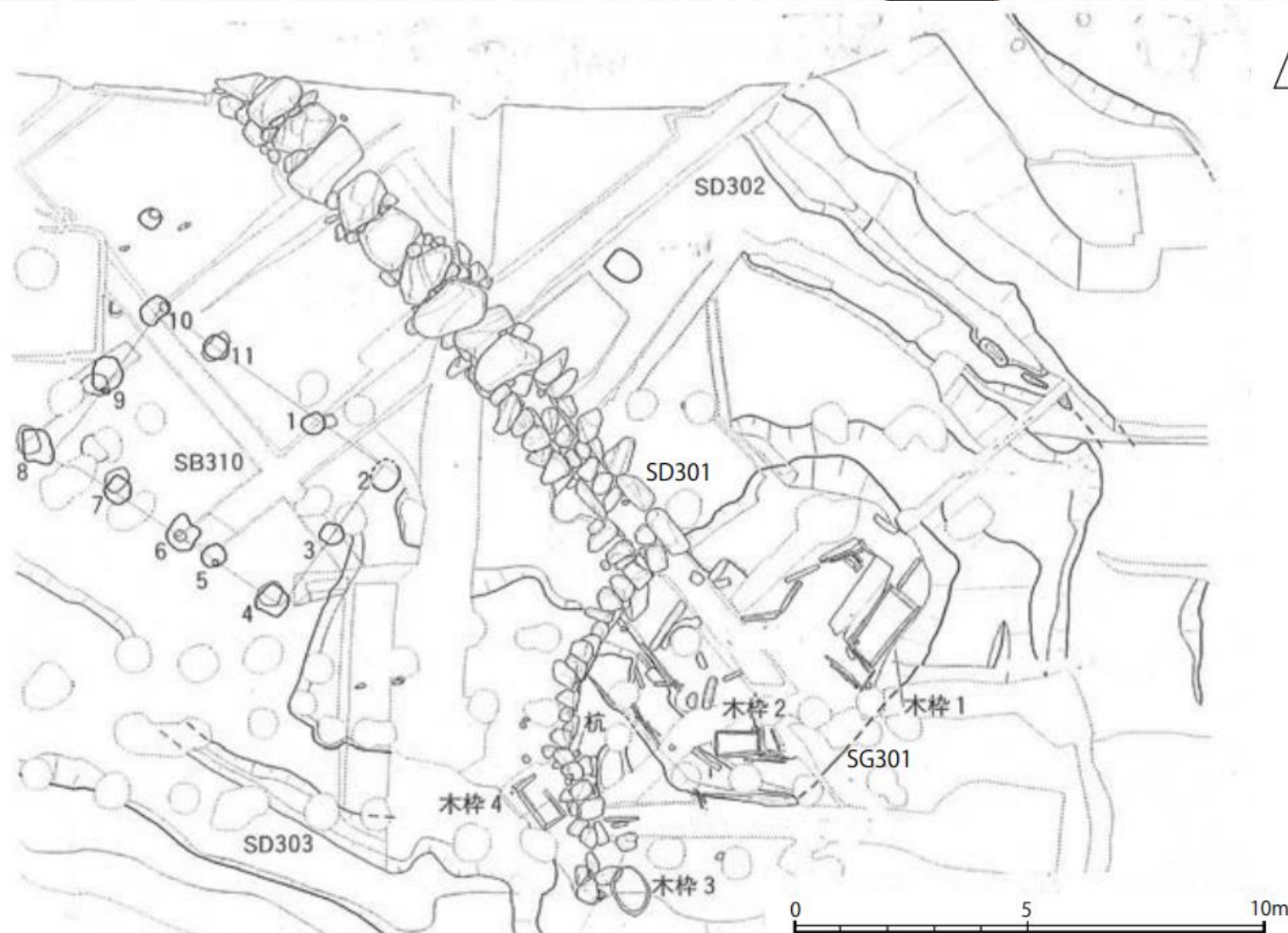
「謹啓」山部王」木簡



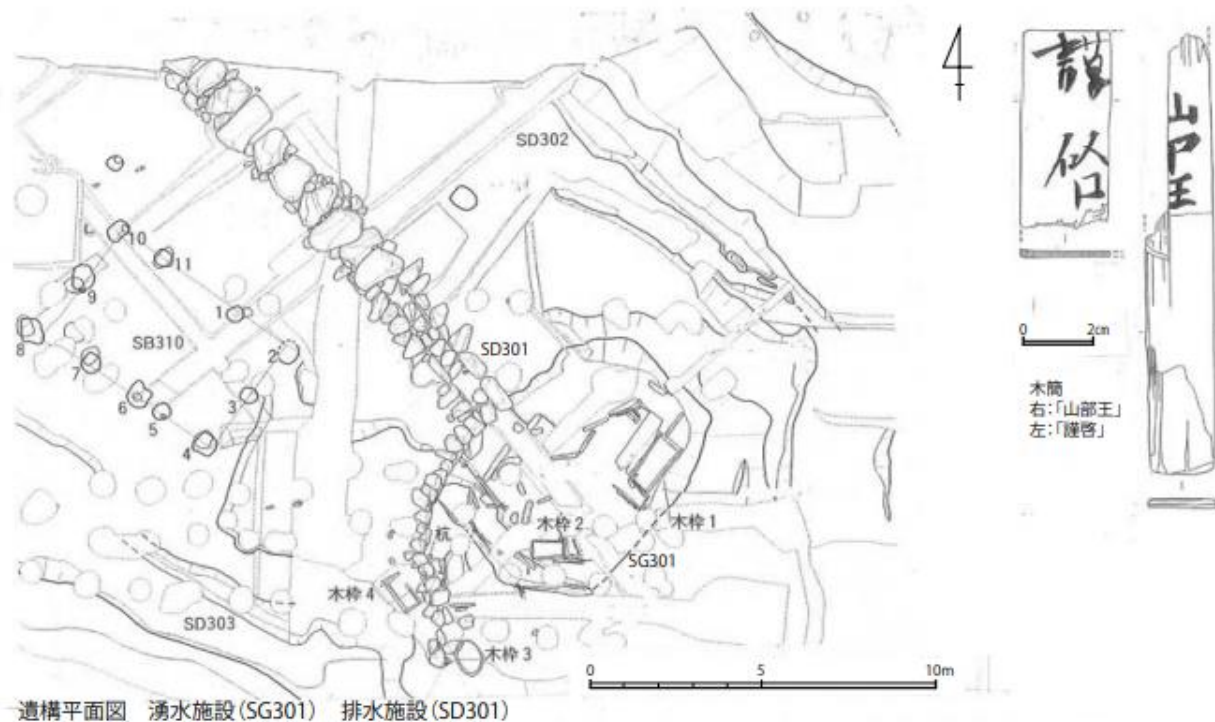
0 2cm

木簡
右:「山部王」
左:「謹啓」

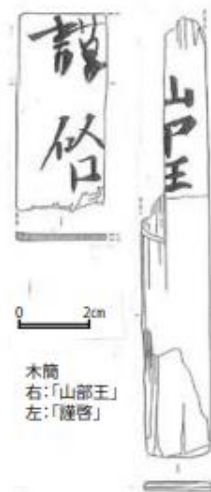
4



遺構平面図 湧水施設(SG301) 排水施設(SD301)



4



「**謹啓**」「山部王」木簡は SG301 の最下層、第7b層から出土。

7世紀代の遺跡で「**謹啓**」木簡の出土は、飛鳥池遺跡北地区2点、石神遺跡1点。飛鳥池遺跡木簡は、紀年銘木簡の年代から**天武六年**(677)から**持統六年**(687)頃のもの。石神遺跡木簡は南北溝SD1347 Aから出土し、この溝からは**天武十年**(681)から**朱鳥元年**(686)までの干支木簡が出土。



図9 水利施設(SG301・SD301)と木簡(『報告書』11 2000 一部改変)

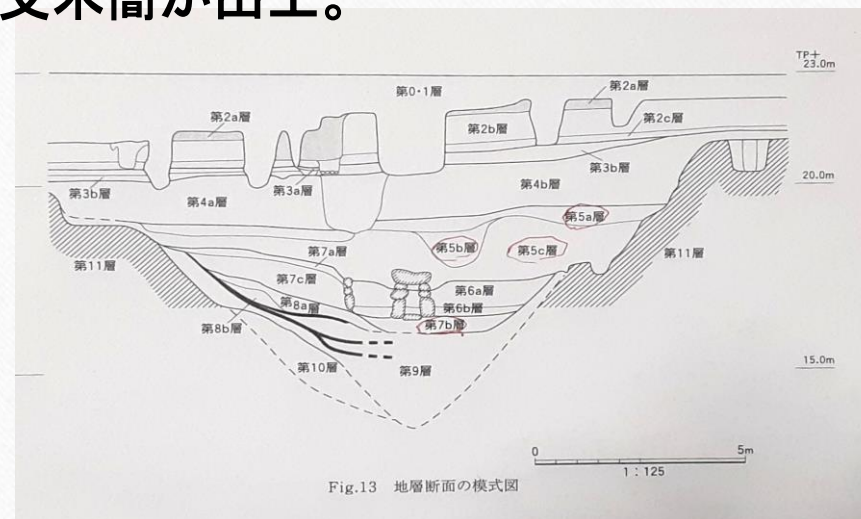
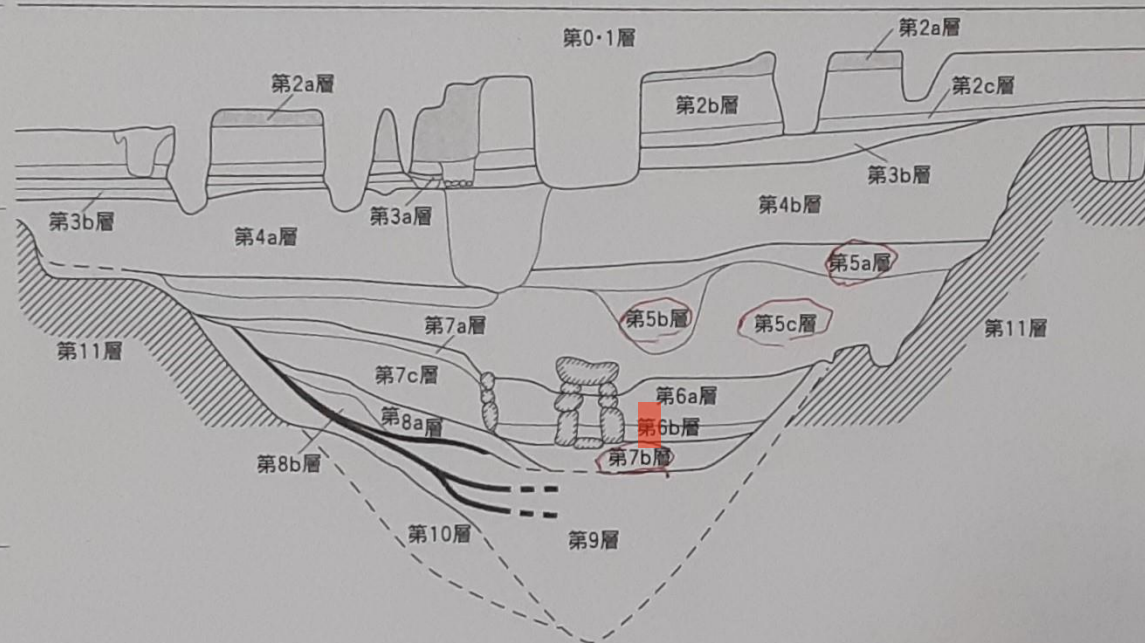


Fig.13 地層断面の模式図



『難波宮址の研究 第11』2000年

Fig.13 地層断面の模式図

第7b層(水利施設造営の**整地層**)
 坏Hと坏Gを検出。**坏Bはない。**

👉7世紀中葉と編年

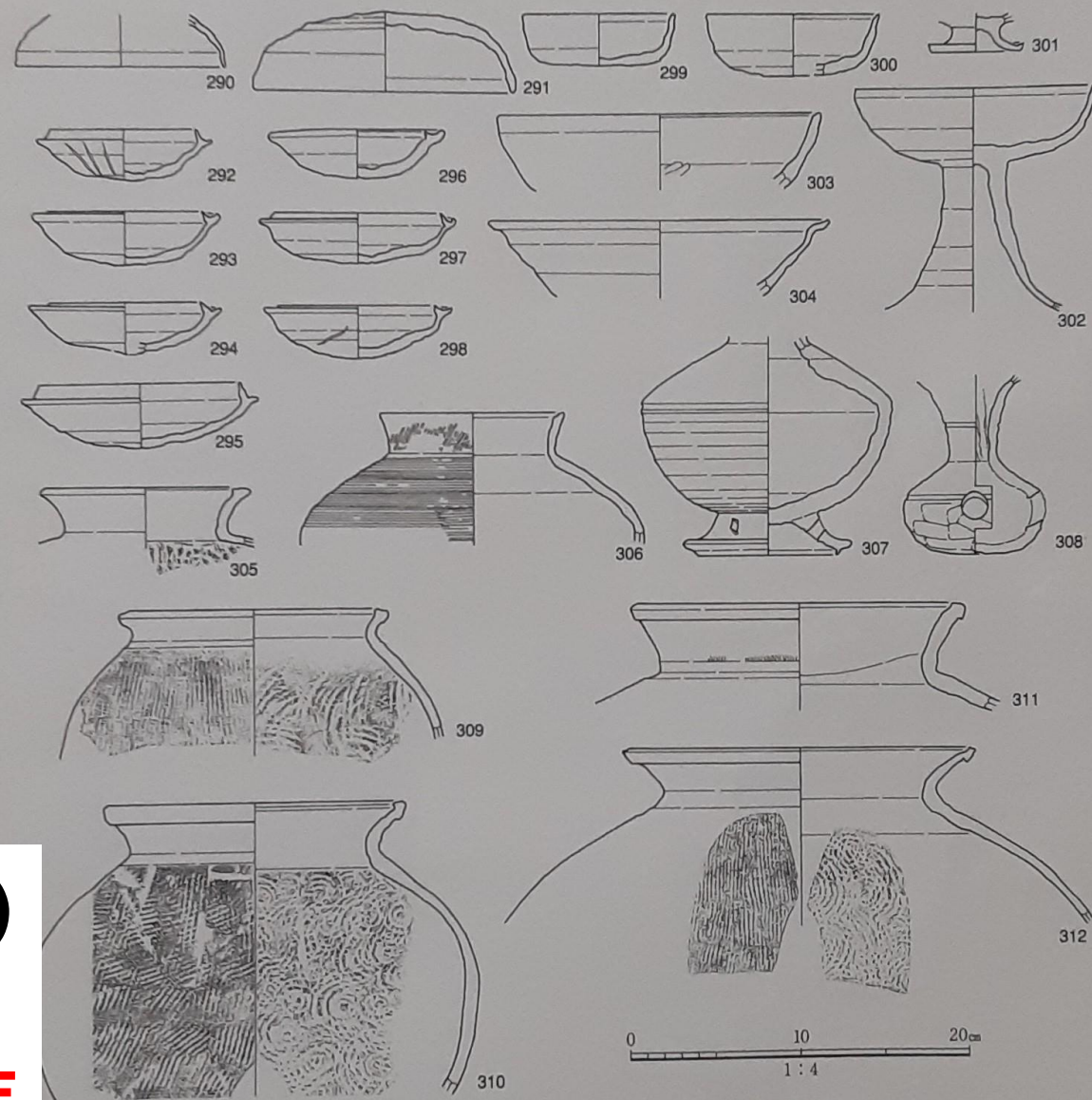


Fig.58 第7b層出土土器-2 須恵器



図1 前期難波宮全体図

前期難波宮内 裏北西部出土 水利施設の木 枠と石組水路



木枠(ヒノキ)
の年輪年
代測定に
より、伐採
年は**634**
年と判明し
た。

泉論文(天武朝説)の画期と矛盾 定説(孝徳朝説)の根拠と矛盾

- (1) 土器編年・「**戊申年**」(**648年**)木簡・年輪年代測定(**634年**)・酸素同位体年代測定(**612年**、**583年**)など出土物の編年は、**前期難波宮**の**孝徳朝説**を支持している。
- (2) 「**贅**」木簡の出土は、前期難波宮下層遺跡に天皇が居たとする**文献史学(一元史観)**の視点により、**泉論文**では**下層遺構**を**孝徳朝**とする。
- (3) 水利施設下層出土の「**謹啓**」木簡は、**天武朝**の飛鳥池・石神遺跡からも出土しており、これを根拠に**前期難波宮水利施設**を七世紀後葉と**泉論文**は主張する。
- (4) **九州王朝(倭国)**の難波進出は遅くとも五世紀の古墳時代であり、七世紀前半(**倭京二年・619年**)には**難波天王寺**が創建されている(二中歴)。
- (5) 従って、**難波宮下層遺跡**から九州王朝の「**贅**」木簡が出土しても不思議ではない。「**謹啓**」木簡も同様で、近畿天皇家(飛鳥)よりも早く、**九州王朝複都(前期難波宮)**で「**謹啓**」木簡が使用されていたことを示している。

👉 上記の矛盾した状況を説明できる仮説が、**前期難波宮九州王朝複都説**である。
泉論文の視点(2)(3)は、前期難波宮が九州王朝の宮殿であることを示唆する。